

【発行】上落合中央・三丁目地区まちづくりの会
事務局：新宿区 都市計画部 景観と地区計画課

『新たな防火規制の区域指定案』の説明会を開催します！

新宿区では、上落合二丁目(一部)・三丁目を対象とした「新たな防火規制(※)」の導入に向けて検討を進めてきました。昨年12月の素案説明会の後、指定を行う東京都により「区域指定案」がまとまりましたので、以下のとおり説明会を新宿区が開催します。

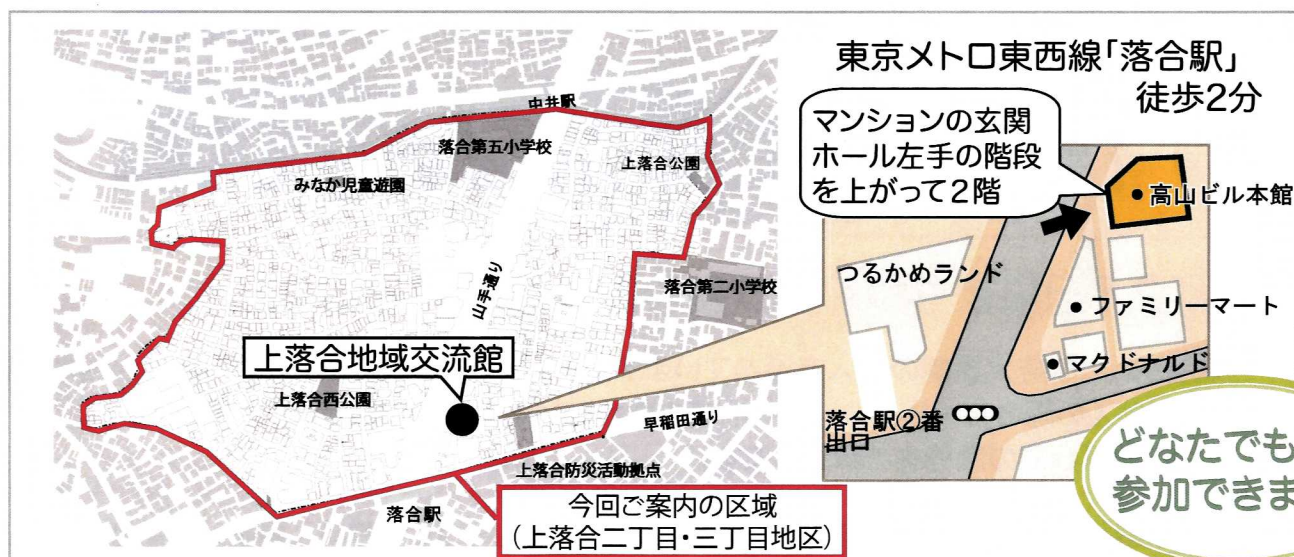
皆さんのお住まいの建替えをするときに関わる大切な説明会となりますので、是非ご参加ください。

(※「新たな防火規制」については裏面をご覧ください)

日時
会場

4月10日(木) 午後6時半～8時
上落合地域交流館

新宿区上落合2-28-8
高山ビル本館内



今後の新たな防火規制の区域指定導入に向けた予定は、以下のとおりです。

4月10日

新たな防火規制
の区域指定案
に関する説明会

4月16日～5月1日

縦覧及び意見書
の提出

5月

新宿区
都市計画審議会

8月

新たな防火規制の
区域指定の施行

→ 縦覧及び意見書の提出方法については、裏面をご覧ください。

新たな防火規制の区域指定案に対する意見書を提出できます

新たな防火規制の区域指定案は、4月16日(水)から5月1日(木)まで(土日祝を除く)の期間に、新宿区役所景観と地区計画課窓口でご覧になれます。

また、区内にお住まいの皆様および利害関係者の皆様は、以下のとおり意見書を提出することができます。意見書の提出についてご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

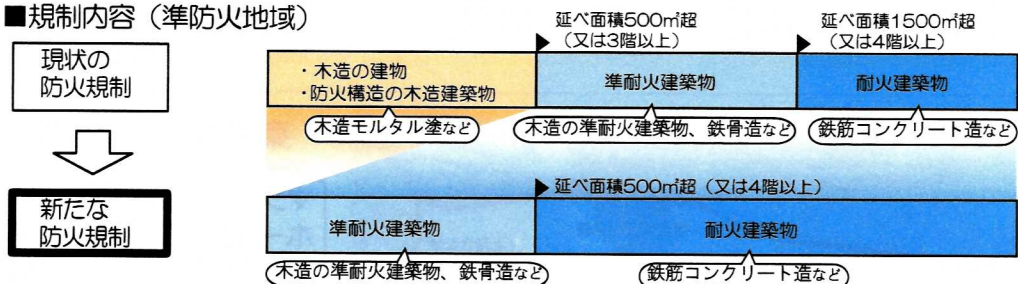
●新たな防火規制の区域指定案に対する意見書

提出期間	平成 26 年 4 月 16 日(水)～平成 26 年 5 月 1 日(木)(必着)
記入事項	①住所・氏名(ふりがな) ②法人の場合は名称とその所在地・代表者氏名 ③区内の土地・建物に権利を有する場合はその所在地 ④区域指定案に対する意見の内容
提出方法	景観と地区計画課へ直接持参または郵送・FAX・Eメール 【郵送先】〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 新宿区 都市計画部 景観と地区計画課 【FAX】03-3209-9227 【Eメール】chikukeikaku@city.shinjuku.lg.jp

新たな防火規制とは

「新たな防火規制」は、準防火地域に指定されている住宅地(瓦版8号の2面をご参照ください。)を対象として、今後、皆さんが建替えを行う際に、「木造の建築物」や「木造モルタル塗などのうち防火構造の木造建築物」への建替えを規制するものです。

■規制内容(準防火地域)



1月23日にまちづくりの会の役員会を開催しました

現在、新たな防火規制の導入を進めていますが、今後はどのようなまちにしたいか検討を深め、建て替えの際のルールについても地域の皆さんと検討していきたいと考えています。

以下、役員会での意見をご紹介します。

- 地区計画という手法は、平成25年にまとめた「まちづくり提言・構想」にも載せているが、あらためてそのメリットやデメリットについての勉強会を行ってはどうか。
- 地区計画ではできないことや、地域の防災についても検討していくとよい。
- まちづくりの話をするときは、生活に役立つような話も必要ではないか。
- まずは新たな防火規制を起点としてまちづくりを進めていきたい。燃えないまちにしていくことが一番重要だと思う。

■お問い合わせ先

事務局：新宿区 都市計画部 景観と地区計画課 (菅野、鈴木、寺井、山城)

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎8階

電話：03-5273-3843(直通) FAX：03-3209-9227 Eメール：chikukeikaku@city.shinjuku.lg.jp